平成２７年（フ）第１２９号
新潟県柏崎市西本町１丁目８番７号、前住所静岡県富士宮市上井出880番地の12
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市西山町鬼王155番地１
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５７０号
名古屋市昭和区松風町３丁目４番地の３　松風荘６号
債務者　坪井　一薫
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２４号
神奈川県厚木市飯山1515番地１　ビューラー東Ⅱ－202、前住所神奈川県厚木市飯山2244番地28
債務者　佐**藤**　華苗（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２０号
神奈川県秦野市平沢333番地の３　佐藤ハイツ
債務者　伊東　一也
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６０７号
熊本市西区島崎２丁目１番21号
債務者　川上　憲治
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４２号
熊本市南区刈草２丁目３番38号　シャトー上村301
債務者　川越　美綾
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３号
山口県防府市開出本町10番35号　デサンドル創103号室、前住所山口県防府市宮市町８番19号　三浦アパート２Ｆ
債務者　森江　孝市
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
山口県防府市敷山町32番３号
債務者　松本　和則
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
栃木県小山市西城南５丁目32番地３　ハイグレード寿Ⅱ201号、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁136番地２　ハイム国谷102
債務者　永吉　妙子（旧姓関谷・武藤）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５４号
栃木県足利市堀込町2562番地　滝の宮団地２―31
債務者　佐々木　翔
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５５号
栃木県栃木市大平町富田5003番地６　クリスティⅡ204号室、前住所北海道苫小牧市拓勇東町８丁目６番地の16　スカイベース203
債務者　大嶋千代美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６３号
栃木県宇都宮市東浦町14番10号　サンパレス東浦102、前住所栃木県宇都宮市西刑部町282番地
債務者　鈴木　　優
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６４号
栃木県那須塩原市埼玉６番地522　大川方
債務者　竹村　誠也
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６９号
栃木県宇都宮市西川田町1159番地１、前住所栃木県宇都宮市野沢町96番地35
債務者　小平さゆり
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０１０４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2600―１
債務者　小川　静子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部